

平成26年11月25日

「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」（第7回）  
配付資料を踏まえての提案

森 公 高

資料「コーポレートガバナンス・コードの基本的考え方に係るたたき台（序文を除く）」につきまして、次のとおり文案の修正を提案します。

【原則1－2．株主総会における権利行使】（資料 P3）

上場会社は、株主総会は株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

補充原則

- 1－2① 上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。
- 1－2③ 上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

<提案：補充原則1－2①>

- この修正後の補充原則1－2①でいう「株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報」には、有価証券報告書などが含まれるものと理解しています。
- このような理解が正しいとすれば、例えば、「上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報（有価証券報告書など）については…」、又は「上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる有価証券報告書等の情報については…」としてその内容を明確に示す必要があると考えます。

<理由>

- 第6回会議の当方からの書面による提案に記載したとおり、諸外国のように、株主が議決権行使の検討期間において有価証券報告書の情報を利用できることになれば、議決権をより有効に行使できる環境の実現につながると考えられるからです。

<提案：補充原則1－2③>

- 補充原則1－2③でいう「株主総会関連の日程」には、株主が総会に参加できる環境を整備するといった配慮の必要性が含まれるものと理解しています。
- このような理解が正しいとすれば、例えば、「上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の点を考慮し、株主総会開催日をはじめとした株主総会関連日程の適切な設定を行うべきである。」としてその内容を明確に示す必要があると考えます。

<理由>

- 第5回会議の当方からの書面による提案に記載したとおり、定時株主総会の開催日が6月最終週に集中しているという現状は、株主の議決権行使のための検討期間や株主が総会に参加できる環境が十分に整っていないということにつながっているものと考えられるからです。

【原則4－11．取締役・監査役会の実効性確保のための前提条件】(資料 P17)

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

<提案：原則4－11>

- 原則4－11では、「監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。」とされており、これは監査役会がその役割・責務を実効的に果たすための前提条件を外観的に説明するための記載であると理解しています。
- このような理解が正しいとすれば、「監査役には、財務・会計・監査に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。」とすることが必要と考えます。

<理由>

- 監査役はその役割・責務を果たすに当たり、会社法上、会計監査人の選解任に関する議案の決定権を有する監査役においては、会計監査人の選任・評価プロセスにおいても、また、会計監査人の監査結果の相当性を判断するプロセスにおいても、財務・会計に関する知見のみならず、監査役や会計監査人の監査に対する知見が必要であり、そのような知見を有する者が監査役として選任されることで、より監査役の役割・責務を有効に発揮できるものと考えられるからです。

以上